

○宇都宮市上河内地域交流館条例

平成 19 年 3 月 5 日

条例第 22 号

(設置)

第 1 条 市民相互のふれあいと健康の増進を図るとともに、地域資源を活用した農林産物の加工体験等を通して、多様な農村交流を促進することにより、地域の活性化に寄与するため、上河内地域交流館(以下「地域交流館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 地域交流館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 宇都宮市上河内地域交流館

位置 宇都宮市今里町 18 番地 4

(事業)

第 3 条 地域交流館において行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 市民相互のふれあいと健康の増進に関すること。
- (2) 地域資源を活用した農林産物の加工体験に関すること。
- (3) 地元農産物及びこれを活用した食に親しむ場の提供に関すること。
- (4) 都市住民との交流に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その目的を達成するために必要な事業

(平 21 条例 30・一部改正)

(有料施設)

第 4 条 有料施設は、次のとおりとする。

- (1) 温浴施設
- (2) 交流施設
- (3) 農産加工体験施設
- (4) 温泉スタンド
- (5) 土地又は建物の一部

(使用の許可)

第 5 条 有料施設を使用しようとする者(前条第 5 号の土地又は建物の一部の使用にあつては、占用して使用しようとする者に限る。)は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、地域交流館の管理上必要があると認められる場合には、前項の許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第 6 条 市長は、地域交流館の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 他の入館者に迷惑を及ぼすおそれがあると認めるとき。

- (3) 集団的若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあり、又はそのおそれがある組織若しくは団体に加入していると認めるとき。
- (4) 施設又は附属施設をき損し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (5) 地域交流館の管理上支障があると認めるとき。
- (6) その他市長が適当でないとき。

(使用料)

第7条 有料施設の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用料を納付しなければならない。この場合において、設備又は備品を使用するときは、その使用料を併せて納付しなければならない。

- 2 前項の使用料の額は、別表のとおりとする。
- 3 使用料は、第5条第1項の許可を受ける際納付しなければならない。
- 4 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。
- 5 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(回数券)

第8条 市長は、温浴施設について、回数券を発行することができる。

- 2 前項の回数券の料金は、利用可能回数に相当する金額の100分の20以内の額を減額した額とする。
- 3 回数券を購入しようとする者は、前項の料金を回数券の発行を受けた際に、市長に支払わなければならない。
- 4 回数券の発行について必要な事項は、規則で定める。

(平21条例30・追加)

(許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該施設の使用を制限し、又はその許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市はその責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例の施行規則に違反したとき。
- (2) 第6条各号の規定に該当したとき。
- (3) 第5条第2項の条件に違反したとき。
- (4) 詐欺その他不正な手段により第5条第1項の許可を受けたとき。
- (5) その他市長が管理上必要があると認めたとき。

(平21条例30・旧第8条繰下)

(指定管理者による管理)

第10条 市長は、地域交流館の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者(以下「指定管理者」という。)

に地域交流館の管理を行わせることができる。

(平 21 条例 30・追加)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第 11 条 前条の規定により、指定管理者に地域交流館の管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 第 3 条各号に掲げる事業
- (2) 第 5 条第 1 項の許可及び第 6 条の使用の制限
- (3) 地域交流館の維持及び管理
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項に規定する場合において、第 5 条、第 6 条、第 8 条及び第 9 条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(平 21 条例 30・追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第 12 条 指定管理者は、この条例、この条例の施行規則及び地域交流館の管理に関する協定の定めるところに従い、適正に地域交流館の管理を行わなければならない。

(平 21 条例 30・追加)

(利用料金)

第 13 条 第 11 条第 1 項に規定する場合において、第 5 条第 1 項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用料金(第 11 条第 2 項の規定により読み替えて適用される第 8 条の回数券による場合を含む。以下同じ。)を指定管理者に納付しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、設備又は備品を利用するときは、その利用料金を併せて納付しなければならない。

3 第 7 条の規定は、利用料金については、適用しない。

4 第 1 項に規定する場合において、第 5 条及び第 6 条の規定の適用については、第 5 条の見出し、同条第 1 項及び第 6 条(見出しを含む。)中「使用」とあるのは「利用」とし、第 9 条の規定の適用については、同条中「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用」とあるのは「利用」とし、別表の規定の適用については、同表第 1 号の表中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「使用時間」とあるのは「利用時間」とし、同表第 5 号の表区分の欄中「使用」とあるのは「利用」とし、同表備考 1 の項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同表備考 2 の項中「使用時間」とあるのは「利用時間」と、「使用」とあるのは「利用」とし、同表備考 3 の項中「使用」とあるのは「利用」とする。

5 指定管理者は、第 1 項及び第 2 項の利用料金を自己の収入として収受するものとする。

(平 21 条例 30・追加)

(利用料金の承認)

第 14 条 前条第 1 項の利用料金は、別表に定める額に 100 分の 150 を乗じて得た金額の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更す

るときも、同様とする。

2 市長は、利用料金が第 10 条の規定による管理に係る業務の適切な運営に要する費用に照らし妥当と認めるときは、前項の承認を与えるものとする。

3 指定管理者は、第 1 項の承認を受けたときは、速やかにその利用料金を公表しなければならない。

(平 21 条例 30・追加)

(利用料金の免除)

第 15 条 指定管理者は、市長が定める特別な理由があるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(平 21 条例 30・追加)

(利用料金の不還付)

第 16 条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(平 21 条例 30・追加)

(委任)

第 17 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(平 21 条例 30・旧第 9 条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 3 月 31 日から施行する。

(上河内町の編入に伴う経過措置)

2 上河内町の編入の日前に、上河内町地域交流館の設置及び管理に関する条例(平成 14 年上河内町条例第 12 号)又は上河内町農産加工体験施設設置及び管理に関する条例(平成 16 年上河内町条例第 8 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成 21 年 12 月 22 日条例第 30 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 7 条, 第 13 条, 第 14 条関係)

(平 21 条例 30・一部改正)

(1) 温浴施設

区分 金額

大浴場

(サウナ及び露天風呂を含む。) 市内在住の 60 歳以上の者 450 円

中学生 350 円

小学生以下(家族同伴の乳幼児は無料。以下同じ。) 300 円

大人(市内在住の 60 歳以上の者, 中学生及び小学生以下を除くものをいう。以下同じ。) 500 円

砂風呂

(浴衣及び大浴場の使用料を含む。) 市内在住の 60 歳以上の者 1,250 円

中学生 1,050 円

小学生以下 1,000 円

大人 1,300 円

個室風呂 1 室 1 回当たり(1 回当たりの使用時間は, 90 分以内とする。) 1,000 円

(2) 交流施設

区分 金額(1 室 1 時間当たり)

和室 600 円

(3) 農産加工体験施設

区分 金額(1 室 1 時間当たり)

加工体験室 1 420 円

加工体験室 2 420 円

めん加工室 420 円

(4) 温泉スタンド

区分 金額(1 リットル当たり)

温泉スタンド 45 銭

(5) 土地及び建物

区分 金額

土地又は建物 施設を使用して営業又は販売行為を行う場合 売上金額の 50 パーセント以内で市長が別に定める額

上欄に掲げる行為以外の行為を行う場合 宇都宮市行政財産使用料条例(昭和 39 年条例第 11 号)第 3 条の規定に基づき算出した額を基準とし, 市長が別に定める額

(6) 設備及び備品

区分 金額

設備又は備品 設備又は備品の種類に応じて市長が別に定める利用の単位 1,000 円の範囲内で市長が別に定める額

備考

- 1 使用料に 10 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。ただし、温泉スタンドの使用料については、1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
- 2 やむを得ない理由により許可を受けた使用時間を超えて使用するときの金額は、1 時間(1 時間未満は 1 時間とする。)につき、当該施設に係る金額の 1 時間相当額とする。
- 3 温泉スタンドについては、社会福祉の増進を図ることを目的として使用する場合に限る。